



I m ネット通信 No.4

「いばらきマンション管理組合ネットワーク」からのお知らせです。

第 4 回定例会を開催しました

平成 24 年 7 月 13 日(金)の午後 7 時から、茨木市立男女共生センター ローズ W A M (ローズワム) 4 階会議室で第 4 回定例会を開催しました。会員 19 名と茨木市都市整備部まちづくり支援課の方が集まりました。

連絡事項

まず、市から「広報いばらき」に I m ネットの会員募集をしている旨の報告がありました。次に、小田理事より「交流用会員情報」の説明がありました。会員同士のネットワークにご利用ください。情報は差支えの無い範囲でご記入願います。最後に、中島(謙)理事より「アンケート」の用紙、および集計結果の説明がありました。皆様のご意見を生かして、今後の運営に役立たせていただきます。

「マンションとコミュニティ」をテーマに話し合いました

今回の司会は、阪井氏が担当いたしました。前回に引き続き、「コミュニティ」を切り口に話し合いを始めました。ある管理組合では、毎年、自治会が主催し、管理組合と子供会が協賛して、ゲームをしたり、大道芸人を呼んだりして、イベントをしている。町内会のお祭り等にも参加しているが、それで十分だとは思えないとのこと。昔は、地藏盆、夏祭り、餅つき大会などの中で、自然にコミュニティが図れたような気がします。特に新しいマンションや入れ替えが多いマンションでは、なかなか難しいようです。

なぜマンション管理組合の中にコミュニティが必要かと言うと、防災、防犯、孤独死、ルール違反等に大いに影響するようです。組合員同士、顔を知らないトラブルが多いという結果もあります。祭りなどのイベントの他に、日常の管理組合活動や自治会、子供会、老人会等での活動の中での人脈は大切です。

ここで、郵便受けに名前の無い部屋が多くなったという話が出ました。郵便受けや部屋の前の表札は「共用部分」に該当します。管理組合の費用で行うべきものです。各戸で負担するようになっている管理組合は、大規模修繕工事が何かをきっかけにして、「今後は管理組合で行います。」と切り替えてはいかがでしょうか？

一人住まいのお年寄りが、増加する傾向にあります。高齢化対策を考えていかなければなりません。ある管理組合では、「声かけ隊」を作ろうということになったが、誰がやるのか、どのようにやるのか等と、悩んでいる最中だそうです。今までやっていなかったことを、急にするとというのが難しいようです。

そうした中で、ニュース・レターが比較的效果があるようです。これは理事会と管理組合員とのコミュニケーション・ツールです。右は、「さんくれーる茨木」の「お知らせ」で 4 ページ構成です。こうした一つ一つの積み重ねが大切だと思います。他にも、議事録のようなものを掲示している管理組合もありました。

一風変わった事例として、マンションに追手門学院大学の卒業生が居住していたことから、そのチャンネルで同大学の落語研究会との企画が実現したものです。自治会が老人グループに声をかけて、落語研究会の学生を 5 人呼んで、落語を楽しんだという事例が発表された。

シルバー会の会員は多いが、参加する者が少なく盛り上がりがないとお悩みが多いようです。そこで、次のようなお宝情報が発表されました。どうぞご活用ください。



お宝情報

老人会が日帰り研修旅行を行う場合、年に1回、1老人会に対して、茨木市がバスを供与してくれるというものです。この行事などは新規会員を増やす良い機会となります。他にも、老人クラブ育成について「茨木市の高齢介護課」のホームページにありますので、ご参照ください。

http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkof/koreikaigoka/menu/koreishafu_kushi_service/sabisu/keiro_ikigai/koryu_nakama/rojinkurabu.html

集会施設を整備する場合に、補助金を交付する制度（自治会集会施設設備補助）や、自治会用掲示板の配布は市民活動推進課です。

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/shiminkatsudo/menu/chikikatsudo/index/jitikaishyukai.html>

ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体に対し、活動に必要な資材の購入やその他活動費用の一部として報奨金を支給する制度（再生資源集団回収報奨金）は、環境政策課です。

http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/genryo_kikaku/kateikei/hoshokin.html

「自治会への補助・助成制度等一覧」もご参考ください。（右下図）

「管理組合」と「自治会」について

自治会を管理組合が吸収した事例発表がありました。逆に、管理組合が自治会的な仕事をしているが、負担が大きいために分離した管理組合や、今後分離したいと考えている管理組合もあります。役員の任期や、仕事の内容など、両立しにくい面があるようです。しかし、コミュニティ活動は顔見知りになることが多く、管理組合活動にもプラスになるようです。

「修繕工事」について

網戸の貼り替えは、通常の使用に伴うものとして、専用使用权を有する者の負担で貼り替え工事をしますが、古くなった開口部の窓枠、窓ガラス、玄関扉等の修繕工事については、本来計画修繕として管理組合が修繕することが基本となります。しかし、管理組合が速やかに実施できない場合には、各区分所有者の責任と負担において実施することになるのですが、これらについては「規約第22条第2項細則モデル」があります。細則を設定する方向でご検討ください。

「計画停電」について

「オートロックは効きません。エレベーターは動きません。水道水は止まることが予想されますので、浴槽などに水を貯めておくことをお勧めします。」旨のチラシを作成して住民に周知徹底しておくことをお勧めします。（文責：首藤媯平）

自治会への補助・助成制度等一覧

名 称	内 容	連絡先	備 考
防犯灯補助金	自治会で管理している防犯灯に対する補助金	建設管理課 ☎ 620-1650	年1回
自治会集会施設整備補助	自治会で管理運営している集会施設の整備に対して、その経費の一部を補助	市民活動推進課 ☎ 620-1604	
自治会活動報償金	自治会に対し、文書の配布やごみの減量化などの市政への協力を謝意を表し、自治会運営の一助にもらうため報償金を支給	市民活動推進課 ☎ 620-1604	年1回
清掃活動補助 (実施主体) 茨木市住みよいまちづくり協議会	自治会で清掃活動する際に購入する道具に対して、その経費の半額を補助	事務局 市民活動推進課 ☎ 620-1604	年2回 まで
自治会用掲示板の配布 (実施主体) 茨木市住みよいまちづくり協議会	掲示板の申込み自治会に対し、経費の一部を補助 ※掲示板本体の配布になり、設置、維持管理等については、経費の補助はありません。	事務局 市民活動推進課 ☎ 620-1604	6月文書配布
回収板の配布 (実施主体) 茨木市自治会連合会	市等からの配布文書回収するための回収板を配布（1枚200円） ※数に限りがございますので、希望枚数お渡しできない場合があります。	事務局 市民活動推進課 ☎ 620-1604	随時

次回の予定は

日時：平成24年9月7日(金) 午後7時～9時

場所：茨木市立男女共生センター ローズWAM(ローズワム)

3階和室

【ご注意】今回は第1金曜日で、場所も3階になります。

茨木市元町4番7号

:(072)620-9920

ご出席いただける方は、まちづくり支援課までお電話、ファックス、またはメールでお申込み願います。

問合せ先 茨木市 都市整備部 まちづくり支援課内

TEL / 072-620-1802 (直通)

FAX / 072-620-1730

E-mail / machidukuri@city.ibaraki.lg.jp